

食安輸発第0117002号
平成19年 1 月 17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

米国産レモン (BEE SWEET CITRUS INC.) の取扱いについて

標記については、平成16年12月28日付け食安輸発第1228002号において、同通知に示すパッカー (BEE SWEET CITRUS INC.) がパッキングした米国産レモンについて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとし、平成18年度においても引き続き実施しているところです。

今般、BEE SWEET CITRUS INC. の衛生管理の改善が図られたことから、当該検査命令を解除することとしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

また、当該パッカーの衛生管理が有効に機能していることの検証及び食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、本日以降輸入される下記の食品については、当面の間、下記の検査項目についてモニタリング検査の頻度を50%として対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

なお、平成18年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成19年1月11日付け食安輸発第0111003号）の別表1を別添1のとおり改正するとともに、平成18年3月31日付け事務連絡の別添1の1を別添2のとおり改正します。

記

- 1 対象食品
米国産レモン (BEE SWEET CITRUS INC. でパッキングされたものに限る。)
- 2 検査項目
イマザリル